

ひょうご産業SDGs認証事業 Q&A

1. 事業について

| | | | |
|-----|--|-----|---|
| Q 1 | ひょうご産業SDGs認証事業とは、どのような事業ですか。 | A 1 | 「ひょうご産業SDGs推進宣言事業」に登録いただいた県内中小企業等の中から、一定の要件を満たす企業等を兵庫県が評価・認証する事業です。 |
| Q 2 | この事業の目的は何ですか。 | A 2 | SDGsの具体的な行動段階にある宣言企業のステップアップが目的です。自社のSDGsの取組を自己評価し、将来的に目指す目標を設定してもらい、それを県が認証することで、SDGsの取組見える化とともに、県全体への波及効果も期待しています。 |
| Q 3 | 認証企業になることで期待される効果はどんなことですか。 | A 3 | 次のような効果が期待されます。 <ul style="list-style-type: none"> ・企業等の認知度やイメージの向上 ・経営方針の明確化やリスクマネジメントの強化 ・従業員のモチベーション向上 ・人材確保に向けた機会の拡大 ・新たなビジネス機会の拡大 ・金融機関の融資機会の拡大 など |
| Q 4 | 認証企業になれば、提供するサービスや商品に対して兵庫県から認証が与えられたものと認識して良いですか。 | A 4 | 認証要件を満たす申請者に対しては、兵庫県が認証書を発行しますが、それもって認証企業のサービスや商品の品質等を保証するものではありません。 |
| Q 5 | 認証事業の募集は今後も行いますか。 | A 5 | 毎年度、2~3回募集を行う予定です。募集期間等については、兵庫県や活性化センターWebサイト等にてお知らせします。 |

2. 申請・認証について

| | | | |
|-----|---|-----|---|
| Q 6 | 申請要件は何ですか。 | A 6 | 「ひょうご産業SDGs推進宣言事業」の宣言企業であり、かつ「ひょうごSDGs Hub」の会員であることです。 |
| Q 7 | 申請者を「ひょうご産業SDGs推進宣言事業」の宣言企業に限定する理由は何ですか。 | A 7 | 比較的取り組み易い宣言事業によりSDGsの取組を奨励し、次のステップとして、認証事業を通じて取組の深化を図る段階的な制度にすることで、県内中小企業等のSDGsの取組の裾野を拡大し、着実に推進するためです。 |
| Q 8 | 「ひょうご産業SDGs推進宣言事業」の宣言企業ではありませんが、兵庫県内の市町等が実施しているSDGs事業に登録しています。県の認証事業に申請できますか。 ※姫路市SDGs宣言、あまがさきSDGsパートナー、あかしSDGsパートナーズ、あいおいSDGsパートナー制度、加西市SDGsパートナー登録制度、丹波篠山環境みらいパートナー事業者登録制度、多可町SDGs登録制度、小野商工会議所SDGs宣言企業登録制度 | A 8 | 申請できます。ただし、保証協会の保証対象業種に属する中小企業や产地組合、もしくは中小企業を構成員とする業界団体が対象となります。 ※中小企業の定義は、中小企業法に定める中小企業とします。 ※農業、林業、漁業、社会福祉法人、学校法人等は対象外です。 |
| Q 9 | 申請に必要な書類は何ですか。 | A 9 | 申請は電子申請システムに必要事項を入力し、必要な書類を添付する方法によります。 入力内容と必要な添付書類は、以下のホームページに掲載している様式第1号~第4号と同じです。記載例も掲載していますのでご参照ください。 https://web.hyogo-iic.ne.jp/sdgs/about_n なお、様式第4号はゴールドステージに申請する場合のみ必要です。 |

| | | | |
|------|----------------------|------|--|
| Q 10 | 電子メールによる申請はできますか。 | A 10 | 電子メールによる申請はできません。電子申請システムで行ってください。 |
| Q 11 | 申請書は随時受け付けていますか。 | A 11 | 申請は、申請受付期間に限られます。申請受付期間は、兵庫県や活性化センターのホームページでご確認ください。（毎年度2～3回募集を行う予定です。） |
| Q 12 | 申請から認証までの流れを教えてください。 | A 12 | 申請受付期間の締め切り後、活性化センターで申請内容の審査を行います。その際、申請内容について確認の連絡をする場合があります。活性化センターの審査後、兵庫県が設置する審査会において審査を行い、認証の可否を決定します。 なお、審査には2か月程度要する見込みのため、あらかじめご了承ください。 |
| Q 13 | 申請書について審査等はありますか。 | A 13 | 兵庫県が設置する審査会において審査を行います。また、ゴールドステージに申請する場合は、審査会においてSDGsに関する独自性のある取組についてプレゼンテーションをしていただきます。 |
| Q 14 | 認証が取り消されることはありますか。 | A 14 | SDGsの取組の実態がない場合等は、認証を取り消すことがあります。 |
| Q 15 | 認証期間はどのくらいですか。 | A 15 | 認証を受けた日から起算して、3年を経過した日以後の最初の3月31日までです。 |
| Q 16 | 認証に当たり費用はかかりますか。 | A 16 | 無料です。 |
| Q 17 | 認証企業に対する調査等はありますか。 | A 17 | 認証を受けた日から1年が経過する毎に、目標設定シート（様式第3号）に掲げた目標等の進捗状況について報告いただきます。 |
| Q 18 | 更新はありますか。 | A 18 | あります。更新後の認証期間は3年間です。 更新方法や様式等については、準備ができ次第掲載します。 |

3. 様式第1号（申請書）の書き方について（※実際の申請は、システムへ入力する方法によります）

| | | | |
|------|--------------------|------|--------------------------|
| Q 19 | 様式第1号の書き方を教えてください。 | A 19 | 別途、記載例を掲載していますのでご参照ください。 |
|------|--------------------|------|--------------------------|

4. 様式第2号（チェックシート）の書き方について（※実際の申請は、システムへ入力する方法によります）

| | | | |
|------|---------------------------------------|------|---|
| Q 20 | 様式第2号の書き方を教えてください。 | A 20 | 別途、記載例を掲載していますのでご参照ください。 |
| Q 21 | 「具体的な取組」欄は、実施欄を○とした全ての項目について記載するのですか。 | A 21 | 実施欄を○とした全ての項目について記載してください。 なお、「ワークライフバランス認定企業」や「ミモザ企業」等に認定されている場合は、その認定に対する該当項目については、記載不要です。 |

| | | | |
|------|---------------------------------|------|---|
| Q 22 | 添付書類は実施欄を○とした全ての項目について添付するのですか。 | A 22 | 実施欄を○とした全ての項目について、添付書類例を参考の上、添付してください。 なお、「ワークライフバランス認定企業」や「ミモザ企業」等に該当する場合は、具体的な取組欄がグレーの項目は認定証のコピーのみ添付してください。 また、添付書類は全てA4サイズとしてください。 |
| Q 23 | 申請に必要な項目数は決まっているのですか。 | A 23 | 申請区分により下記の項目数に取り組んでいることが必要です。 ・スタンダードステージ：10～19項目 ・アドバンストステージ：20～24項目 ・ゴールドステージ：25～30項目 |

5. 様式第3号（目標設定シート）の書き方について（※実際の申請は、システムへ入力する方法によります）

| | | | |
|------|--|------|---|
| Q 24 | 様式第3号の書き方を教えてください。 | A 24 | 別途、記載例を掲載していますのでご参照ください。 |
| Q 25 | 5年以内に目指す目標は、「ひょうご産業SDGs推進宣言事業」で宣言した目標と同じ内容でも良いのでしょうか。 | A 25 | 目標のうち1つは、宣言事業と同じ内容でも問題ありません。 |
| Q 26 | 5年以内に目指す目標は、様式第2号の「チェックシート」に記載した具体的な取組と同じ項目でも良いのでしょうか。 | A 26 | 様式第2号のチェックシートに記載した具体的な取組を目標とする場合は、現在の取組を更に発展・深化させるような目標を設定してください。 |
| Q 27 | 目標は数値目標でなければいけませんか。 | A 27 | なるべく数値目標を設定することが望ましいですが、これに限りません。 |

6. 様式第4号（SDGsに関する独自性のある取組シート）の書き方について

（※実際の申請は、システムへ入力する方法によります）

| | | | |
|------|------------------------------|------|---|
| Q 28 | 様式第4号の書き方を教えてください。 | A 28 | 別途、記載例を掲載していますのでご参照ください。 |
| Q 29 | 様式第4号はどのような場合に必要ですか。 | A 29 | ゴールドステージに申請する場合のみ必要です。 |
| Q 30 | 様式第4号は、記入する以外にどのような対応が必要ですか。 | A 30 | 兵庫県が設置する審査会において、SDGsに関する独自性のある取組についてプレゼンテーションをしていただきます。 |

7. その他

| | | | |
|------|-------------------------------------|------|--|
| Q 31 | 認証された場合のメリットはありますか。 | A 31 | 認証区分に応じたメリットを設定します。 詳しくはホームページに掲載していますのでご参照ください。 |
| Q 32 | 認証されていませんが、認証ロゴマークを使用することはできますか。 | A 32 | 使用できません。認証ロゴマークは、認証企業のみ使用することができます。 |
| Q 33 | 認証書は、社内で掲示したり、自社のWebサイトで公開しても良いですか。 | A 33 | SDGsの取組を県全体に広げるため、ぜひ社内の掲示やWebサイトでの公開を行ってください。但し、認証書の加工等は行わないでください。 |

| | | | |
|---------|--|---------|---|
| Q 34 | S D G sへの取組に関して、経営支援を受けることはできますか。 | A 34 | 活性化センターの専門家派遣制度（自己負担 1 / 2）をご利用ください。 |
| Q 35 | 申請書は公開されますか。 | A 35 | 申請内容のうち、企業・団体名と所在地、業種、ホームページURL、取組内容の概要等は兵庫県や活性化センターホームページで公開します。 |
| Q 36 | スタンダードで認証された場合、アドバンストやゴールドへのステップアップは可能ですか。 | A 36 | 可能です。希望される場合は再度申請してください。 |
| Q 37 | 納税証明書は必要ですか。 | A 37 | 必要ありません。但し、様式第1号のチェック欄（県税等に未納はありません）へのチェックが必要です。 |